

役員報酬規程及び役員退職手当規程

給与規程（抜粋）

第9条 常勤役員の給料の額は、理事会にはかって会長が定める。

退職手当規程（抜粋）

第4条 常勤役員の退職手当の額は、理事会にはかり会長が定める。

（注）

ただし、第4条について、愛媛県を退職して、常勤役員に就任した者には支給しない。